明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○有線放送電話規則を廃止する省令（総務五九）　四
○高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令（同六〇）　八〇
○高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令（同六一）　八四
○放送法施行規則の一部を改正する省令（同六二）　八七
○無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令（同六三）　九七
○電波法施行規則の一部を改正する省令（同六四）　一〇二
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（同六五）　一〇三
○無線局運用規則の一部を改正する省令（同六六）　一〇三
○無線設備規則の一部を改正する省令（同六七）　一〇三
○放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令（同六八）　一〇三
○電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令（同六九）　一〇三
○有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　一〇三
○有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令（同七一）　一〇五
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同七二）　一〇五
○事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令（同七三）　一〇五
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（同七四）　一〇五
○登録点検事業者等規則の一部を改正する省令（同七五）　一〇六
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同七六）　一一三
○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令（同七七）　一一五
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（同七八）　一一五
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令（同七九）　一一五
○電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令（同八〇）　一一五
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八一）　一二五
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（同八二）　一二七
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（同八三）　一二九
○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（同八四）　一三一
○中波放送に関する送信の標準方式（同八五）　一三五
○超短波放送に関する送信の標準方式（同八六）　一三五
○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（同八七）　一三六
○標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（同八八）　一三六
○超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（同八九）　一三七
○超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（同九〇）　一三九
○標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（同九一）　一四〇
○標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（同九二）　一四一
○標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（同九三）　一四五
○衛星一般放送に関する送信の標準方式（同九四）　一四八
○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（同九五）　一四五
○放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令（総務・文部科学一）　一四九

〔告　示〕

○無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件（総務一三二）　一四九
○フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件を廃止する件（同二三四）　一四九
○走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件を廃止する件（同二三五）　一四九
○伝送制御符号の構成を定める等の件を廃止する件（同二三六）　一四九
○特定新規開設局の件及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六条の二第三号の総務大臣が指定する受信設備の件を廃止する件（同二三七）　一四九
○パイロット情報の構成を定める件を廃止する件（同二三八）　一四九
○人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件を廃止する件（同二三九）　一四九
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二四〇）　一四九
○放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二四一）　一四九
○放送普及基本計画の一部を変更する件（同二四二）　一四九
○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件（同二四三）　一四九
○放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件（同二四四）　一四九
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（同二四五）　一四九

（以下次のページへ続く）

注1　「(何)　総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。
2　検査年月日は、判定員が判定を行つた日とする。
3　一の登録検査等事業者が複数の無線局の検査を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。
4　代理人による提出の場合は、免許人の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式は、この省令による改正後の別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第五号の三の注5に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第五号の二の様式の余白に記載すること。

○総務省令第六十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　特定地上基幹放送局

(2)　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局

第二条第一項第一号に次のように加える。

(3)　特定地上基幹放送試験局

(4)　特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局

第二条第一項第九号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　衛星基幹放送局

(2)　衛星基幹放送試験局

第二条第二項中「第一号(2)」を「第一号(3)及び(4)」に改め、同条第五項中「放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送）」を「基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、「受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送」を「、衛星基幹放送、内外放送」に、「放送局が」を「基幹放送局が」に改め、同項第一号中「放送の」を「国内放送等の基幹放送の」に改め、同号(2)を削り、同号(3)を同号(2)とし、同号(4)を同号(3)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4)　内外放送

第二条第五項第一号(5)及び(6)を削る。

第二条第五項第五号中「第三条の五」を「第八条」に、「別表第一号（注）十四」を「別表第五号(注)十二」に、「別表第一号（注）十五」を「別表第五号（注）十三」に改め、「、衛星補助放送」を削り、「放送の」を「基幹放送の」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「放送又はそれ以外の放送」を「基幹放送又はそれ以外の基幹放送」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「放送の」を「基幹放送の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地上基幹放送等の基幹放送の区分

(1)　地上基幹放送

(2)　衛星基幹放送

第二条第六項第二号及び第三号を削り、同項第一号の二を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

第二条第六項に次の二号を加える。

四　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの二以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置（他の無線局に備え付けられている装置（船舶地球局のものを除く。）を含む。）

五　多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害（法第百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。）が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置（第一号に掲げるものを除く。）

第四条第二項の表第一号中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）」に改め、同表第十号中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

第五条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第六条の見出しを「(基幹放送局の事業計画)」に改め、同条第一項第五号中「申請者」を「申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項）

第六条第一項第八号を次のように改める。

八　基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ　地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ　基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画

第六条第二項各号列記以外の部分中「日本放送協会（以下「協会」という。）」を「協会」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第七号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第八号中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同項第九号中「放送」を「基幹放送」に改め、同条第三項中「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）」を「学園」に改め、同項第四号中「基本計画」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第五号及び第六号中「事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第七号中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同項第八号中「放送」を「基幹放送」に改め、同条第四項中「又は衛星補助放送」を削り、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第五項中「第三条の五」を「第八条」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　経営方針として次に掲げる事項

イ　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定

ロ　週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項並びに災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

第六条第六項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号中「災害放送に関する事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同条第七項を削り、同条第八項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第二号中「事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項を同条第七項とする。

第七条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第八条第一項の表中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十条の二第二項中「衛星系によるものに限る。」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第三項中「放送局」を「基幹放送局」に、「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）」を「標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）」に、「第九条の二」を「第十二条」に、「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号）」を「標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）」に、「第三条から第七条まで」を「第四条から第八条まで」に改め、同条第四項中「（衛星系によるものに限る。）」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第五項から第九項までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十条の三の表第一号中「放送局」を「基幹放送局」に、「併せて指定する」を「、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」に改め、同表第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第三号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「及び衛星補助放送を行うもの」を削り、「超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）」を「超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）」に、「第五条の二」を「第七条」に、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号）」を「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）」に、「第二条から第七条まで」を「第三条から第八条まで」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第四号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第五号中「放送局」を「基幹放送局」に、「第九条の二」を「第十二条」に、「第三条から第七条まで」を「第四条から第八条まで」に、「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号）」を「標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）」に、「第二条から第十条まで」を「第三条から第十一条まで」に、「標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。）第一条の三から第一条の十一まで及び第一条の十三から第一条の十六まで」を「標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第五条から第十三条まで及び第十五条から第十八条まで」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加え、同表第六号中「放送衛星局及び放送試験衛星局並びに放送」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送」に改め、「指定する」の下に「。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する」を加える。

第十二条第一項第二号中「規定により」の下に「無線局の目的」を加え、「又は無線設備の設置場所」を「、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合

第十二条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十五条第一項第一号、第三項及び第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十五条の二の二第一項中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送の区分」を「基幹放送の区分」に、「放送の種類」を「基幹放送の種類」に改める。

第十六条第一項第七号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第二項中「放送局に」を「基幹放送局に」に改め、同項第二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項第三号中「放送事項」の下に「（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）」を加え、同項第五号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

六　一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

第十六条第三項及び第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二十条の二第一項中「第二十条第一項、第五項及び第六項」を「第二十条第一項、第七項及び第八項」に、「第二十条第七項」を「第二十条第九項」に改め、同条第三項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改める。

第二十条の三第一項中「（同条第八項」を「、第四項（分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項（合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項」に、「地位を承継しよう」を「地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしよう」に改め、同項第二号中「事業の全部」の下に「（法第二十条第四項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号中「による登記の予定年月日」を「がその効力を生ずる予定年月日」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

第二十条の三第四項第二号中「足りる書類」の下に「（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）」を加え、同条第七項中「第二十条第二項」の下に「、第四項又は第五項」を加える。

第二十条の三の二第一項中「（同条第八項」を「、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項」に、「地位を承継」を「地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

第二十条の三の二第四項第一号中「契約書の写し」の下に「（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）」を加え、同条第七項中「第二十条第三項」の下に「、第四項又は第五項」を加える。

第二十条の三の二の次に次の一条を加える。

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　譲受人が事業を譲り受ける年月日

二　事業の譲渡し（法第二十条第四項後段の場合。第三項第一号において同じ。）又は譲受け（法第二十条第五項前段の場合。第三項第一号において同じ。）の理由

三　承継に係る無線局の識別信号、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

四　譲渡人（法第二十条第四項後段の場合。次号及び次項において同じ。）又は譲受人（法第二十条第五項前段の場合。次号及び次項において同じ。）の事業計画及び事業収支見積り

五　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

2　前項の申請書の様式は、別表第四号の二で定める。

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

一　事業の譲渡に関する契約書の写し

二　譲渡人が法人であるときは、その定款

三　譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

4　第一項及び前項の添付書類には、それぞれの写し二通を添えるものとする。

5　第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6　第八条第二項の規定は、法第二十条第四項後段の規定により許可を与えた場合に準用する。

第二十一条第三項中「衛星系によるものに限る。」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第五項中「（衛星系によるものに限る。）」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第六項から第十項までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二十四条の三を削り、第二十四条の四を第二十四条の三とし、第二十四条の五を第二十四条の四とする。

第二十五条第二項中「第二条第六項第一号又は同項第一号の二」を「第二条第六項第二号又は第三号」に改める。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第十号」を「第二十七条の十三第二項第九号」に改める。

第二十五条の八中「放送局」を「基幹放送局」に、「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「第二条第二号の二の六」を「第二条第十四号」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）」を削る。

別表第一号の二注5(1)中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送の」を「基幹放送の」に改める。

別表第二号第1の表題中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

別表第二号第1の1の表中「放送局等」を「基幹放送局」に改め、同表の2の表中

「

21　無線設備の工事費	

」を

「

21　無線設備の工事費			
22　認定を受けようとする者の氏名又は名称	法人又は団体		
	フリガナ		
	代表者名	姓	フリガナ
			名　フリガナ
23　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
24　放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
25　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力			

」に、

「22」を「26」に、「一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項」を「基幹放送事業者に関する事項」に、「23」を「27」に改め、同表の3の表中「24」を「28」に、「25」を「29」に改め、同表の4の表中「26」を「30」に、「27」を「31」に改め、同表の5の表中「28」を「32」に、「29」を「33」に改め、同表の5の次に次の1表を加える。

6　6枚目

短辺	34　無線局の区別		※　整理番号		
	35　通信事項コード		36　通信の相手方		

長　辺　（日本工業規格A列4番）

別表第二号第一の注一の表を次のように改める。

区　別	記載する欄	備　考
1　免許の申請の場合	1　2　4　5　6　7　8 11　13　14　15（注１）　16 17　18　19　20　21 22（注２）　23　24（注２） 25　26　27　28　29　30　31 32　33　34（注３） 35（注３）　36（注３）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出の場合	1　2　3（注１）　4　5 6　7　9（注１） 10（注１）　16（注１）　17 18　19（注２）　28（注３） 30（注４）　32（注５） 34（注６） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　20の欄から27の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　31の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　33の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　35の欄又は36の欄に変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7 9　11　12　14　15（注１） 16　17　18　19　20 22（注２）　23　24（注２） 25　26　27　28　29　30　31 32　33　34（注３） 35（注３）、　36（注３）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

別表第二号第一の注七を次のように改める。

7　5の欄の記載は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

⑵　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

別表第二号第一の注10中「ただし、」の下に「第15条の４第１項又は」を加え、同表注11、注12及び注14中「当該放送局」を「当該基幹放送局」に改め、同表注17中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注17⑴中「、広告」を削り、同注17⑴ア中「コード［05］広告（商業案内、スポット・アナウンス等）」を削り、「コード［06］その他（放送番組の予告等）」を「コード［06］その他（通信販売番組等）」に改め、同注17⑸を削り、同注17⑹中「何外国放送事業者の委託に基づいて行う中継国際放送」を「何外国放送事業者により行われる中継国際放送」に改め、同注17⑹を同表注17⑸とし、同表注19中「、24、26及び28」を「、28、30、32及び34」に、「当該放送局」を「当該基幹放送局」に改め、同表注20⑴ア中「占有帯域幅」を「占有周波数帯幅」に改め、同注20⑵中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注20⑵イ中「第９条の２」を「第12条」に、「第３条から第７条まで」を「第４条から第８条まで」に改め、同注20⑶中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注20⑶ウの次に次のように加える。

エ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。

別表第二号第一の注22中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注㈠㈣中「又は衛星補助放送」を削り、同表注30を同表注36とし、同表注29を同表注35とし、同表注28を同表注34とし、同表注27を同表注31とし、同注31の次に次のように加える。

32　35の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

33　36の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

別表第二号第一の注26中「27の欄」を「31の欄」に改め、同注⑵中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑶ア及びイ以外の部分中「、衛星補助放送を行うもの以外の無線局について」を削り、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑶ア中「行う放送局」を「行う基幹放送局」に、「放送局根本基準第２条第11号」を「基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第２条第15号」に、「次に掲げる放送局」を「次に掲げる基幹放送局」に改め、同注⑶イ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注26を同表注30とし、同注25中「25の欄」を「29の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「注27」を「注31」に改め、同表注25を同表注29とし、同表注24中「23の欄」を「27の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注⑵中「（衛星補助放送を行うものを除く。）」を削り、同注⑶中「衛星系によるもの」を「衛星基幹放送局」に、「放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に、「放送事業者が」を「基幹放送事業者が」に改め、同注⑷中「第11条の３第４号」を「第11条の３第３号又は第４号」に改め、同注⑻を同注⑼とし、同注⑺の次に次のように加える。

⑻　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

別表第二号第一の注24を同表注28とし、同表注23中「22の欄」を「26の欄」に、「何放送局」を「何基幹放送局」に改め、同注の表を次のように改める。

区　別	提出する別紙	備　考
1　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注３）（注９） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注９） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） ⑸　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） ⑹　（注１）（注２）（注９）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。

	(7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(9)　(注１)(注９)(注11)	(注５)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注６)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(11)　(注１)(注４)(注６)(注９)(注11)	(注７)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(12)　(注１)(注３)(注９)(注11)	(注８)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(13)　(注１)(注７)	(注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(14)　(注１)(注８)	(注10)　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(15)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10)	(注11)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(16)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10)	
	(17)　(注１)(注２)(注６)(注９)	
	(18)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注11)	
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２)(注６)(注９)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(2)　(注１)(注２)(注６)	(注２)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3)　(注１)(注２)(注６)(注９)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(4)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	(注４)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	(注５)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(6)　(注１)(注６)(注９)	(注６)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
	(7)　(注２)(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注７)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(8)　(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注８)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(9)　(注６)(注９)(注11)	(注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(10)　(注２)(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注10)　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11)　(注２)(注５)(注９)(注11)	(注11)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(12)　(注２)(注９)(注11)	
	(13)　(注３)(注７)	
	(14)　(注３)(注８)	
	(15)　(注１)(注２)(注５)(注６)(注９)(注10)	
	(16)　(注１)(注２)(注５)(注６)(注９)(注10)	
	(17)　(注１)(注２)(注６)(注９)	
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(3)　(注１)(注２)(注３)(注９)	(注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11)	(注３)　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11)	(注４)　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(6)　(注１)(注２)(注９)	(注５)　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注６)　放送法施行令第５条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
	(8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注７)　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(9)　(注１)(注９)(注11)	(注８)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	(注９)　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11)　(注１)(注３)(注９)(注11)	(注10)　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(12)　(注１)(注３)(注９)(注11)	(注11)　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(13)　(注１)(注７)	
	(14)　(注１)(注８)	
	(15)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10)	
	(16)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10)	
	(17)　(注１)(注２)(注３)(注９)	
	(19)　(注１)	

別表第二号第1の注23(2)の表を次のように改める。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費	千円	
創業費		
その他		
合計		

別表第二号第一の注23(3)イ(注1)中「第５項」を「第５項及び第６項」に改め、同注(3)イ(注6)中「及び第５項」を「、第５項及び第６項」に改め、同23(4)の表中「委託放送事業者又は衛星役務利用放送事業者の３分の１以上」を「基幹放送事業者の10分の１以上」に改め、同注(4)(注1)を次のように改める。

（注１）　基幹放送事業者とは、放送法第２条第23号に規定する基幹放送事業者をいう。

別表第二号第一の注23(4)イ(注2)及びウ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(5)の表中「他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に、「他の一般放送事業者又は３分の１以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注2)を削り、同注(5)(注1)ア中「放送局」を「基幹放送局」に、「他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注1)イ中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注1)を同注(5)とし、同注(6)(注3)中「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業」に改め、同注(8)及び(9)中「放送局」を「特定地上基幹放送局等」に改め、同注(9)ア(ア)Aの表を次のように改める。

時刻＼曜日	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計 時間　分（　分） ※字幕付与可能な１週間の放送時間 時間　分（　分）		備考 字　時間　分（　分）　％ 解　時間　分（　分）　％					

別表第二号第一の注23(9)ア(ア)A(注2)中「、広告は（告）」及び「なお、アナログによるテレビジョン放送のすべての番組が、デジタルによるテレビジョン放送のすべての放送番組のいずれかに含まれている場合は、アナログによるテレビジョン放送を行う放送局においては、放送番組の記載を省略することができる。この場合は、無線局事項書の23備考欄にその旨を記載すること。」を削り、同注(9)ア(ア)A(注4)を次のように改める。

（注４）　補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、１週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な１週間の放送時間とする。）について、字幕放送及び解説放送の別に、１週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

別表第二号第一の注23(9)ア(ア)A(注5)を削り、同注(9)ア(ア)A中(注6)を(注5)とし、同注(9)イの表中「広告」の欄を削り、同注(注3)の次に次のように加える。

（注４）　放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

別表第二号第一の注23(9)ウ(イ)及び(ウ)中「放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同注(10)(注3)イ中「一般放送事業者」を「放送事業者」に改め、同注(15)アを次のように改める。

ア　見積表

科目	第１年目		第２年目		第３年目		第４年目		第５年目	
	事業収支	基幹放送業をう業収支の務行事の	事業収支	基幹放送業をう業収支の務行事の	事業収支	基幹放送業をう業収支の務行事の	事業収支	基幹放送業をう業収支の務行事の	事業収支	基幹放送業をう業収支の務行事の
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
１　売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費（放送局設備供給役務料）										
その他										
２　売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
３　売上総利益（１－２）										
４　販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										

5　営業利益（3－4）										
6　営業外収益										
7　営業外費用										
8　経常利益（5＋（6－7））										
備　　考										

（注1）　この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

（注2）　事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

（注3）　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

（注4）　有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

（注5）　放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。

なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。

（注6）　次の書類を添付すること（地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

ア　放送料表

イ　最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

ウ　その他参考となる書類

（注7）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

別表第二号第一の注23(15)イ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「、放送試験局」を削り、同注(17)中「放送局の」を「基幹放送局の」に改め、同注(17)アの中「放送局根本基準第3条第1項第4号及び第6号(3)又は第4条第1項第1号から第3号まで」を「基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2又は放送法関係審査基準別紙1」に改め、同表注23を同表注27とし、同表注22の次に次のように加える。

23　22の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。

24　23の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第2項第1号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第2項第2号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

25　24の欄は、23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

26　25の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

別表第二号第二の一の表中

15　無線局の目的コード	

を

15　無線局の目的コード	
	□従たる目的
	□従たる目的

に改め、別表第二号第二の注24(7)を同注(9)とし、同注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8)　海岸局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。

別表第二号第二の注16を次のように改める。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号第二の注28を同注29とし、同注17から同注27までを一つずつ繰り下げ、同注16の次に次のように加える。

17　16の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号第3の1の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	
	□従たる目的

に改め、別表第二号第3の注(8)を回注(10)とし、回注(7)を回注(9)とし、回注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8)　船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

別表第二号第3の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号第3の表注43を回注44とし、回注16から回注42までを一つずつ繰り下げ、回注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号第4の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード			
□従たる目的	□従たる目的		

に改め、同表注28(7)を回注(8)とし、回注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号第4の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号第4の表注31を回注32とし、回注16から回注30までを一つずつ繰り下げ、回注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号第5の表題中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同表の1の表中

14　無線局の目的コード			
15　放送事項	コード［　］	コード［　］	コード［　］
	コード［　］	コード［　］	コード［　］

を

14　無線局の目的コード	

に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に改め、同表の2の表中

を

「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「31」を「30」に、「32」を「31」に、「33」を「32」に、

34　事業計画等	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 □(5)　10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項 □(6)　役員に関する事項 □(7)　放送番組の編集の基準 □(8)　放送番組の編集に関する基本計画 □(9)　週間放送番組の編集に関する事項 □(10)　放送番組の審議機関に関する事項 □(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12)　災害放送に関する事項 □(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(14)　試験の方法及び具体的計画 □(15)　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(16)　将来の事業予定 □(17)　事業収支見積り □(18)　放送番組の主たる利用見込者 □(19)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

を

33　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
34　放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
35　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

に、

36　事業計画等	□(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　役員に関する事項 □(5)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(6)　試験の方法及び具体的計画 □(7)　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(8)　将来の事業予定 □(9)　事業収支見積り □(10)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

」

「35」を「37」に改め、同表の２の次に次の１表を加える。

３　３枚目

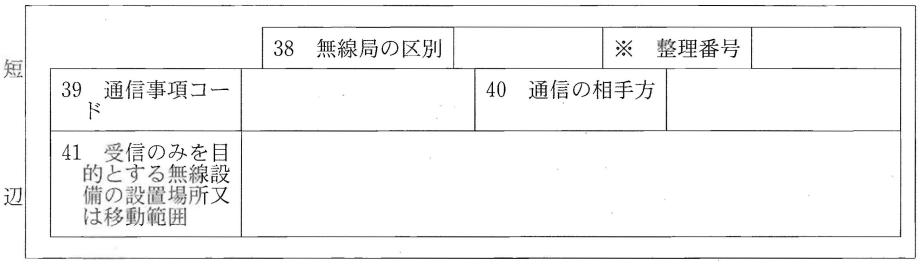

長　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

別表第一号第５の注１の表を次のように改める。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　８ 11　13　14　15　16　17　18 19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30　31　32 33　34　35　36　37 38（注１）　39（注１） 40（注１）　41（注１）	（注１）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
２　変更の申請又は届出の場合	１　２　３（注１）　５　６ ９（注１）　10（注１）　15 18（注２）　19（注２） 36（注３）　38（注４） 当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　19の欄から37の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 （注４）　39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７ 11　12　14　15　16　17　18 19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30　31　36 37　38（注１）　39（注１） 40（注１）　41（注１）	（注１）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

別表第一号第５の注７を次のように改める。

７　５の欄の記載は、次によること。

(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできるだけ詳しく記載すること。

(2)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

別表第一号第５の注17を削り、同表注18中「16の欄」を「15の欄」に改め、同注18を同表注17とし、同表注19中「17の欄」を「16の欄」に改め、同注19を同表注18とし、同表注20中「18の欄」を「17の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(1)中「占有帯域幅」を「占有周波数帯幅」に、「占有周波数帯域幅」を「占有周波数帯幅」に改め、同注(2)中「受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送」を「衛星基幹放送又は内外放送」に、「第９条の２」を「第12条」に、「第３条から第７条まで」を「第４条から第８条まで」に改め、同注(3)ウの次に次のように加える。

エ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

別表第一号第５の注20を同表注19とし、同表注21中「19の欄」を「18の欄」に改め、同注21を同表注20とし、同表注22中「20の欄」を「19の欄」に改め、同注22を同表注21とし、同表注23中「21の欄」を「20の欄」に改め、同注23を同表注22とし、同表注24中「22の欄」を「21の欄」に改め、同注24を同表注23とし、同表注25中「23の欄」を「22の欄」に、「20の欄」を「19の欄」に改め、同注25を同表注24とし、同表注26中「24の欄」を「23の欄」に改め、同注26を同表注25とし、同表注27中「25の欄」を「24の欄」に改め、同注27を同表注26とし、同表注28中「26の欄」を「25の欄」に改め、同注28を同表注27とし、同表注29中「27の欄」を「26の欄」に改め、同注29を同表注28とし、同表注30中「28の欄」を「27の欄」に改め、同注30を同表注29とし、同表注31中「29の欄」を「28の欄」に改め、同注31を同表注30とし、同表注32中「30の欄」を「29の欄」に改め、同注32を同表注31とし、同表注33中「31の欄」を「30の欄」に、「28の欄」を「27の欄」に改め、同注33を同表注32とし、同表注34中「32の欄」を「31の欄」に改め、同注34を同表注33とし、同表注35中「33の欄」を「32の欄」に改め、同注35を同表注34とし、同表注41を同表注46とし、同表注40を同表注45とし、同表注39を同表注44とし、同表注38中「35の欄」を「37の欄」に改め、同注(2)中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に、「放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に、「放送事業者が」を「基幹放送事業者が」に改め、同注(3)を削り、同注(4)を同注(3)とし、同注(3)の次に次のように加える。

(4)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

別表第一号第５の注38を同注40とし、同注40の次に次のように加える。

41　39の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42　40の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43　41の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。

別表第一一号第5の注37中「34　事業計画等」を「36　事業計画等」に改め、同注(1)ウ中「放送事業」を「放送局設備供給役務の提供を行う事業」に改め、同注(4)及び(5)を削り、同注(6)中「別紙(6)」を「別紙(4)」に改め、同注(6)(注3)中「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業」に改め、同注(6)を同注(4)とし、同注(7)から(13)までを削り、同注(14)中「別紙(14)」を「別紙(6)」に改め、同注(14)を同注(5)とし、同注(15)中「別紙(15)」を「別紙(7)」に改め、同注(15)を同注(6)とし、同注(16)を次のように改める。

(16)　別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科　　目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2　売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3　売上総利益（1－2）										
4　販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5　営業利益（3－4）										
6　営業外収益										
7　営業外費用										
8　経常利益（5＋（6－7））										
備　　考										

（注1）　この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

（注2）　事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

（注3）　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ　見積りの根拠（臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。）

(ア)　収益

(注)　放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ)　費用

科　　目	金　　額	根　　拠
	千円	

(注)　(ア)の注に準じて記載すること。

別表第一一号第5の注37(16)を同注(17)とし、同注(17)を削り、同注(18)中「別紙(19)」を「別紙(10)」に、「22の欄」を「21の欄」に改め、同注(18)ア中「（受託放送を行う放送局の場合は、(イ)及び(ウ)の記載を要しない。）」を削り、同注(18)ア(ア)中「放送試験局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同注(18)ア(イ)及び(ウ)を削り、同注(18)ア(エ)を同注(18)ア(イ)とし、同注(18)イ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(18)を同注(8)とし、同注(19)中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(19)を同注(9)とし、同注37を同表注39とし、同表注36の表以外の部分中「34の欄」を「36の欄」に、「放送局」を「基幹放送局」に改め、「、(13)～(16)」を削り、同注の表を次のように改める。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注1)(注3) (6)　(注1)(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下「衛星基幹放送局等」という。）の場合は、申請者の住所とする。以下この（注1）において同じ。）が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２) (2)　(注１)(注２) (3)　(注１)(注２) (4)　(注１)(注２) (5)　(注３) (6)　(注４) (7)　(注１)(注２) (8)　(注１)(注２) (9)　(注１)(注２)	(注１)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注２)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注３)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注４)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２) (3)　(注１)(注２) (4)　(注１)(注２) (5)　(注１)(注３) (6)　(注１)(注４) (7)　(注１)(注２) (8)　(注１)(注２) (9)　(注１)(注２) (10)　(注１)	(注１)　当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注２)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注３)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注４)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

別表第二号第５の注36を同表注38とし、同表注34の次に次のように加える。

35　33の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第２項第１号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第２項第２号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36　34の欄は、33の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

37　35の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

別表第二号第６の１の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	
	□従たる目的
	□従たる目的

に改め、別表第二号第６の注37を同注38とし、同注36を同注37とし、同注35を同注36とし、同表注34(5)を同注(6)とし、同注(4)の次に次のように加える。

(5)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号第６の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

別表第二号第６の注16中「記載すること。」の下に「また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。」を加え、同表注34を同表注35とし、同表注16から同表注33までを１つずつ繰り下げ、同表注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号の二第１の表備中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）」に改め、同表中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表注５(6)中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同注(9)中「又は工事設計認証番号」を「、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号」に改め、同表注12を次のように改める。

12　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

別表第二号の二第１の注19中「（衛星補助放送を除く。）」を削る。

別表第二号の二第８の表備中「放送衛星局、放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局」に改め、同表注６中「放送衛星局及び放送衛星試験局（以下「放送衛星局等」という。）」を「衛星基幹放送局等」に改め、同表注15、注20、注21及び注24中「放送衛星局等」を「衛星基幹放送局等」に改める。

別表第二号の三第１の１の表中

17　無線局の目的コード	

を

17　無線局の目的コード	□従たる目的

に改め、同表注26(6)を同注(7)とし、同注(5)の次に次のように加える。

(6)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号の三第１の注18を次のように改める。

18　17の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

別表第二号の三第一の注40を同注41とし、同注19から同注39までを一つずつ繰り下げ、同注18の次に次のように加える。

19　18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号の三第三の一の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	
	□従たる目的

に改め、別表第二号の三第三の注38(8)を同注(10)とし、同注(7)の次に次のように加える。

(8)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(9)　特定船舶局にあつては、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

別表第二号の三第三の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号の三第三の注41を同注42とし、同注16から同注40までを一つずつ繰り下げ、同注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号の四の一の表中

14　無線局の目的コード			

を

14　無線局の目的コード		
	□従たる目的	□従たる目的

に改め、別表第二号の四の注20(7)を同注(8)とし、同注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号の四の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号の四の注32を同注33とし、同注16から同注31までを一つずつ繰り下げ、同注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第三号の第一中「第八項」を「第四項、第五項、第十項」に改め、「事業の全部」の下に「(法第二十条第四項の場合にあつては事業の一部)」を加え、「による登記の予定年月日」を「がその効力を生ずる予定年月日」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「別表第二号第１」を「別表第二号第１又は第５」に改め、同第一中10を11とし、同第一の９の次に次のように加える。

10　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

別表第三号の第二の二中「足りる書類」の下に「(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)」を加える。

別表第四号の第一中「又は第八項」を「若しくは第四項後段若しくは第五項後段又は第十項」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「別表第二号第１」を「別表第二号第１又は第５」に改め、同表第二の一中「契約書の写し」の下に「(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)」を加える。

別表第四号の次に次の一表を加える。

別表第四号の二　無線局免許承継申請書の様式（第20条の３の３関係）

第１　申請書

無線局免許承継申請書

年　月　日

総務大臣　殿（注１）

申請者　住所（注２）
（ふりがな）
氏名（注３）　印
（ふりがな）
代表者氏名

電波法第二十条第四項後段（若しくは第五項前段又は第十項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

１　譲渡人

（ふりがな） 氏名（注４）	住所（注２）	（ふりがな） 代表者氏名（注５）

２　譲受人が事業を譲り受ける年月日

３　事業の譲渡し又は譲受けの理由

４　承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許人（又は予備免許を受けた者）の商号（又は名称）	免許の有効期間

５　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

６　譲渡人又は譲受人の事業計画（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

７　譲渡人又は譲受人の事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

８　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第１又は第５基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

９　欠格事由に関する事項（申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注１　施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に宛てること。

注２　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注３　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注４　法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注５　法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

第２　添付書類

１　事業の譲渡に関する契約書の写し

２　譲受人が法人であるときは、その定款

３　譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

別表第五号の表題中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表の表中

放送区域	

を

放送区域	
通信事項	
通信の相手方	

に、

電波の型式、周波数及び空中線電力	

を

電波の型式、周波数及び空中線電力	
認定基幹放送事業者の氏名又は名称	

に

改め、同表に次の注を加える。

注１　放送事項の欄は、特定地上基幹放送局に限り設ける。

２　通信事項及び通信の相手方の欄は、基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局に限り設ける。

別表第五号の二の表題中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表注２を同表注３とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の五の第１の注を同表注１とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の五の第２の注を同表注１とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の六の３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

別表第五号の七の１中「の目的」を「が法第27条の23第１項第１号又は第２号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別」に改め、同表の３中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表中９を削り、10を９とし、同表注１中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表注８中「22の欄」を「26の欄」に改め、同注中「ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。」を削り、同表注９を削り、同表注10を同表注９とし、同表注11から同表注14までを一つずつ繰り上げる。

別表第五号の八の第１の７から９までの規定中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表の第１の10注３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

別表第五号の九の第１の６から８までの規定中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表の第１の９注３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行の日から六月を経過する日までは、使用することができる。ただし、基幹放送局及び従たる目的を有する無線局（無線局の目的を変更して従たる目的を有することとなるものを含む。）に係るものについては、この限りでない。

○総務省令第六十六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「放送局の運用」を「地上基幹放送局の運用」に改める。

第二条の三中「放送試験局、放送衛星局及び放送試験衛星局には、放送局」を「地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局には、地上基幹放送局」に改める。

第百三十八条、第百三十八条の二第一項及び第二項、第百三十八条の二の表注一、第百三十九条並びに第百三十九条の二第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第二百六十二条第一項中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。